

多久市の財政健全度を公表します

■問い合わせ 財政課 財政係 ☎75-2118



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により地方公共団体は、毎年度「健全化判断比率」（実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標）と「資金不足比率」（公営企業ごとの資金不足率）を議会に報告し、公表することと定められています。

平成24年度決算に基づき算定した多久市の「健全化判断比率」と「資金不足比率」は下表のように、すべての項目において国が定めた「早期健全化計画の策定」などを必要とする基準を下回り、本市の『財政健全度』は保たれているといえます。しかし、多久市の財政が厳しい状況にあることには変わりなく、これからも行政改革を推進していくことが必要です。

多久市の健全化判断比率

（単位：％）

	比率	説明	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率 （多久市は、4.39%の黒字となり、実質赤字はありません）	14.54	20.00
連結実質赤字比率	—	一般会計、特別会計及び公営企業会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率。但し、公営企業は資金不足の額で計算する。 （多久市は、23.87%の黒字となり、連結実質赤字はありません）	19.54	35.00
実質公債費比率	12.5	普通会計の元利償還金や特別会計、公営企業、一部事務組合等へ繰出す元利償還金に準ずる経費も含めた額の標準財政規模に対する比率	25.00	35.00
将来負担比率	19.2	特別会計、公営企業、一部事務組合、出資法人を含めた普通会計の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	350.00	

多久市の公営企業会計の資金不足比率

（公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率）

（単位：％）

特別会計	比率	説明	経営健全化基準
水道事業	—	115.2%の資本保有となり、資金不足はありません	20.0
病院事業	—	35.0%の資本保有となり、資金不足はありません	
公共下水道事業	—	基金保有・資金不足ともありません	
農業集落排水事業	—	基金保有・資金不足ともありません	

『光ブロードバンドサービス』が開始されます

市の補助事業で、平成26年2月1日（一部地域は平成25年12月1日）から、北多久町と東多久町の市街地において、NTTの光ブロードバンドサービスが開始されます。

サービス提供区域や加入申し込みについては、NTT西日本へ問い合わせください。

■問い合わせ先

NTT西日本 フレッツ光受付センター

☎0800-200-8030（受付時間 9時～17時）

※土・日・祝日も受け付けしています。

年末年始12月29日～1月3日を除きます。

※携帯電話・PHSからも通話できます。

○悪質な訪問や電話によるサービス加入の勧誘にご注意ください

市からサービス加入に関して個人情報を提供することはありません。

「身体障害者更生相談所」 巡回相談のお知らせ

身体障害者手帳交付に関する相談、補装具の交付や修理、適合に関する相談などができます。

※ただし、指定医師に治療、または指導を受けている人を除きます。また、整形外科および耳鼻咽喉科のみとなります。

相談を希望される人は、電話で予約してください。

■相談日 1月23日(木)

■場 所 母子健康センター

■受 付 整形外科 12時～13時30分
耳鼻咽喉科 13時～13時30分

■事前予約受付

1月6日(月)～1月22日(水)

8時30分～17時15分（定員になり次第締切ります）

■予約・問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823